

いわき市弓道連盟会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、いわき市弓道連盟と称し、事務所を会長宅又は事務局長宅におく。

第2章 目的及び事業

第2条 本連盟は、弓道の普及、振興及び会員の体位向上、精神の修養、相互の親睦、融和を図ることを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の行事を行う。

1. 弓道の普及、振興に関する指導
2. 組織の強化、発展のために相互の連絡・協調
3. 研修会及び講習会並びに射会等の開催
4. 定期大会の開催
5. 対外射会への選手派遣
6. その他本連盟の目的達成のため必要なる事業

第3章 組織

第4条 本連盟は、いわき市内弓道部会会員を以て組織する。

第5条 本連盟会員は、入会と同時に第3条の諸行事に参加することができる。

2 いわき市内の高校生以下の会員は、準会員とする。

第6条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日から2月末日までとする。

第7条 本連盟の経費は、会費及び寄付金をもって充当する。

但し、会費(入会費を含む)については、会費規定に別に定める。

第8条 本連盟の会計は、会計監査の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

第4章 役員

第9条 本連盟に次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|------------|--------|-----|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 理事長 | 1名及び理事 若干名 | 4. 事務局 | 若干名 |
| 4. 会計監査 | 2名 | | |

2 本連盟は、顧問及び名誉会長をおくことができる。

第10条 役員は総会において選出する。

2 副会長は、各部会の会長がその任に就く。

但し、部会において会長に変更があった時は、新会長が自動的に本連盟の副会長に就く。

3 理事は、各部会からの推薦とし、その数は1部会2名以内とする。

但し、高体連専門委員長・副委員長、各大学の代表1名は常任理事とする。

第11条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

第12条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。

第13条 理事長は、いわき市体育協会の理事を兼ねる。

第14条 事務局は、会長の命により会計及び事務の処理に当たる。

2 事務局の内、1名は事務局長に就き、1名は会計を掌る。

3 会計は、年一回総会において会計の報告をする。

第15条 会計監査は、会計事務を監査し、年一回総会において報告する。

第16条 役員任期は2ヵ年とし、再任を妨げない。

補欠として就任したる者の任期は、残任期間とする。

第5章 評議員

第17条 評議員は、各部会の会員を代表する者であって、部会内の役職の別は問わない。

第18条 評議員は、総会の都度各部会より選出され、その氏名を会長に提出する。

第19条 評議員は、各部会の会員の10名までは1名、10名を超える毎に1名を増員することができる。

第20条 役員は、評議員を兼ねることはできない。

第6章 会議

第21条 本連盟において会議とは、総会、役員会をいう。

第22条 会議は、会長の命により、これを招集する。

第23条 会議の議長は、総会においては評議員の中から選出し、役員会においては理事長が務める。

第24条 会議の議事は、出席者の過半数の同意を以て決し、可否同数の場合は議長の裁に従う。

(総会)

第25条 総会は本連盟の最高議決機関とし、毎年定期に開催し、次の事項を審議決定する。

但し、必要があるときは臨時総会を開くことができる。

1. 会の事業計画と運営の基本方針に関する事
2. 会の予算・決算に関する事
3. 会則の改廃に関する事
4. その他の重要事項

第26条 総会は、評議員を以て組織し、その出席者によって構成する。

(役員会)

第27条 役員会は、総会に次ぐ議決機関として、次の事項を審議立案し、且つ事業の執をする。

1. 諸事業の計画執行に関する事
2. 歳入・歳出・予算並びに決算案に関する事
3. 会則・諸規定の制定改廃に関する事
4. その他会運営の重要事項に関する事

第28条 上位の団体(地方公共団体又は県弓連等)から委託を受けて開催する事業については、必要に応じて対策委員会を設け、その事業を処理することができる。

(緊急協議)

第29条 緊急を要する事項については、三役(会長、副会長、事務局長)で決することができる。

但し、次の役員会と総会において執行状況を報告し、承認を得るものとする。

第7章 慶弔

第30条 会員の結婚については、祝電を出すことにする。

第31条 会員が死亡したときは、悔金として、5,000円並びに花輪を供える。

第32条 会員の配偶者、実父母、養父母が死亡したときは、弔電を送る。

第33条 弓界に功績のある本人(会員に特定せず)・又はその家族が死亡したときは、第29条により別に決定することがある。

第8章 表彰

第34条 弓道の振興発展に多大の貢献をし、その功績顕著なる者、又は各種大会において抜群の成績を上げ、いき市弓道連盟の声価を高めた者に対しては、記念品等を贈りその功を讃えるものとする。

但し、大会において「抜群の成績」とは、全日本弓道連盟が主催、又は主管する全国大会及び県を代表して出場する全国大会において、3位以内の成績とする。

2. 全国大会に出場を果たした高校生を年度末又は次年度初めの大会において表彰する。

対象になる大会……国民総合体育大会・高校総合体育大会・選抜大会

3. 表彰の内容は、役員会、又は第29条により決定する。

第9章 交通費規定

第35条 交通費は、別に定める交通費支払基準により支給する。

第10章 罰則

第36条 本会員にして、本連盟の体面を汚し、又は統制を乱すがごときことのあるときは総会に諮り、除名することができる。

付則 本会則は昭和47年3月12日から施行する。

改訂	平成14年3月16日	施行平成14年3月16日	条文の整理と理事の選出・評議員・会費規定等
改訂	平成15年3月 8日	施行平成15年3月 8日	交通費規定・高校生の表彰
改訂	平成20年3月 8日	施行平成20年4月 1日	第10条第2項改訂
改訂	平成26年3月15日	施行平成26年3月17日	旧第35条削除
改訂	平成27年3月14日	施行平成27年3月14日	第6条(会計期間)改訂・第34条改訂(追加)

